

『人文学報』 第101号 (2011年3月)
(京都大学人文科学研究所)

〔書 評〕

『1848：国家装置と民衆』

〔阪上孝編、ミネルヴァ書房、1985年〕

小 関 隆

(京都大学人文科学研究所)

本書は1981～83年に開催された共同研究班「1848年の研究」(班長：阪上孝)の成果である。その淵源を辿れば、河野健二(編)『資料フランス初期社会主義：二月革命とその思想』(平凡社、1979年)を用意した研究グループに行き着く。河野は共同研究班に参加しながらも本書には寄稿していないが、代わって、『現代史の幕あけ：ヨーロッパ1848年』(岩波新書、1982年)を刊行しており、これは姉妹編といってよかろう。阪上の編著『統治技法の近代』(同文館、1997年)および単著『近代的統治の誕生：人口・世論・家族』(岩波書店、1999年)は本書の延長線上に据えられる成果ということになる。また、川越修『ベルリン王都の近代：初期工業化、1848年革命』(ミネルヴァ書房、1988年)、見市雅俊『コレラの世界史』(晶文社、1994年)、そして、谷川稔ほか『規範としての文化：文化統合の近代史』(平凡社、1990年)、といった本書の執筆による書物についても、本書との結びつきを看取することは難しくない。中でも、社会史研究の「セカンド・ステージ」の開幕を宣言した谷川ほか著が火を点けた「規範・文化統合の社会史」が1990年代以降の日本の歴史研究に及ぼしたインパクトは甚大であり、こうした意味で本書はブームを導出した重要な先例

と位置づけられる。本書のとりわけ第Ⅰ部と第Ⅱ部には、都市問題の顕在化と秩序維持、都市民衆の規律化、といった後に多くの研究がとりあげることになる論点への強い関心が既に充溢している。これは阪上の「はしがき」が「いささか落ち着きの悪いタイトル」と呼ぶ本書の副題からも窺い知れるところで(1848年革命もまた「《すわりの悪い》革命」と評される)、いうまでもなく、この副題には、阪上らが早くから注目してきたアルチュセールにインスパイアされた発想が込められてもいる。

「国家装置と民衆」というテーマに直接的にかかわってくる第Ⅰ部と第Ⅱ部に収められた論文を順に紹介しておこう。阪上「工業化と都市の秩序」は、パリにおける旧来の秩序維持システムの崩壊と「危険な階級」たる民衆による騒乱の増加に対応して、物理的抑圧を旨とするそれに代わり、社会的・日常的次元の管理に力点を置く予防的・保護的な性格の強い秩序維持装置(中心的担い手は制服警官)が浮上してくる事情を論じ、川越「『革命』と『安寧秩序』」は、「慢性的な社会的緊張」状態にあったベルリンで、「三月の成果」として成立した市民軍が警察的な秩序維持装置に変貌してゆく過程を跡づける。ロンドンを

舞台に伝染病と公衆衛生を扱う見市「衛生経済のロマンス」の場合も、都市住民の日常生活の規律化（「強制的な予防」）という論点を共有するし、**富永**「統計と衛生」がとりあげる道徳統計の基礎にあったのも、生理的・道徳的な病理状態に結びつけて都市秩序の弛緩（犯罪の頻発、衛生状態の悪化、等）を「科学的」に理解し、それを新たな規範により整序せんとする発想であった（以上が第Ⅰ部）。第Ⅱ部を構成する谷川「二月革命と「カトリシズム」」と上村「二月革命と初等教育」にしても、前者は宗教に、後者は教育に焦点を合わせつつ、モラルや貧困にかかわる都市問題と民衆をターゲットとした社会規律の模索という論点を考察したものと読める。

ここで、これらの論文から浮かび上がってくる「隠しテーマ」は1848年のロンドン、とりわけ治安維持にあたって中核的な役割を果たした首都警察（いわゆるスコットランド・ヤード）ではないか、とのいささか我田引水的な仮説を提示したい。最も端的な傍証は、阪上論文ではコンディエールが構想した「調停の警察」の「モデル」が、そして、川越論文では市民軍の警察化を促した警備隊の「モデル」が、いずれもロンドンの首都警察であったと指摘されていることである。また、見市論文に見られる伝染病の予防という志向性は、騒乱を弾圧するより騒乱の発生そのものを防止しようとする首都警察の発想と軌を一にするといえるし、上村論文にある取締りによる「対症療法」的な治安維持に代わる「より抜本的」な処方箋の模索も同様の文脈に置くことができよう。早くも1829年に設立されていたロンドンの首都警察は、都市問題への取り組みに苦慮する大陸諸国の人々にとって、なによりも参照されるべき先例だったのである。それでは、「モデル」に想定された首都警察による治安維持は1848年のロンドンにおいてどれほどの成果を収めたのだろうか？ 以下ではこの「隠しテーマ」について述べてゆくが、その前に、イギリスへと

目を転じてみることを要請するもう1つの事情を指摘しておきたい。

「はしがき」も認める通り、ヨーロッパ規模の現象であった1848年革命が本書ではフランス中心的な偏りとともに扱われていることは否定できない。13本の論文のうち8本がフランスを検討の対象とし、そうでない論文であっても、たとえば「ドイツから見た二月革命」という谷口論文のタイトルに示されるように、視線はフランスへと向かいがちである。「共通のリズム」をもつ「複合革命」である1848年革命を各国の動向の相互連関の中で把握する必要性が意識されていることは、阪上の序章からも読みとりうるが、国境をこえて双方向的に規定しあう関係への切り込みは弱いといわざるをえない。1848年革命の全体像はナショナルな枠内での分析を単純に積み重ねても見えてこないのであるから、1980年代前半の研究状況を考慮しておく必要もあるだろうとはいえ、この点はやはり惜まれる。

「革命の影響を無傷ないしほとんど無傷で切りぬけたのは、ロシアやスペインのようなヨーロッパの《周辺部》に属する国と工業化のもとでの安定を確立しつつあったイギリスだけであった」。序章に見られるこのことばは、1848年について同時代からしばしば見受けられた紋切り型の1つ、最も専制的なロシアと最も民主的なイギリスは1848年革命の波を逃れた、という語りに同調するものである。たとえばロシア皇帝ニコライ1世は、1848年3月22日付けのイギリス女王ヴィクトリアへの手紙で、革命の展開にまだまだ予断が許されないタイミングであるにもかかわらず、自信満々な楽観論を開陳している。「ヨーロッパで地位を保っている国はどこでしょうか？ イギリスとロシアです！」同様の認識をより冷静に述べたものとして、「近代ヨーロッパの歴史を通じて最も波瀾に富んだ1年」を回顧する1848年12月30日の『エコノミスト』論説も引用しておく。「この

全般的な激動の中でも揺さぶられなかった国が2つある。2つとはイングランドとロシアであり、この二国の政治制度は最も完璧なコントラストを成す。ロシアは最も暴君的な支配の下で平和でありつづけたが、それはヨーロッパを揺り動かしてきた自由や自治への憧れを感じられるほどにはその国民が未だに文明化されていないためである。イングランドが平和でありつづけたのは、他国が……わずかに1年のうちに達成しようと考えたものすべてを、幾世紀にもわたる長く着実な、辛抱強い努力を通じて獲得済みだったからである。」優越感を露わにした論調だが、それでも、この部分につづけて、「些細な、部分的なものだったとはいえ、わが国でも騒乱が生じた」と述べられていることには注意が必要である。イギリスが革命を対岸の火事として悠々と眺めていられたわけでは必ずしもない、との認識が示されるのである。ロシア史について語る能力は評者にはないが、イギリス史に関する限り、少なくともジョン・サヴィルの大著が1987年に登場して以降、1848年のイギリスが大陸諸国で展開した革命的情勢とは無縁の安定を謳歌していた、といった見方をとりつづけることは不可能となっている。第二次コレラ流行がまさに同時進行する中、ロンドンでも、グラスゴウやリヴァプールのような地方の主要都市でも、暴動と呼びうる事態が頻発し、深刻な危機感が広く共有されたのが現実であった。つまり、上記のようなイギリス埒外論はもはや通用せず、こうした意味でも、見市論文が有益な手がかりを提供しているとはいえ、本書の成果は1848年のイギリス（1848年革命の主たる舞台が各国の首都であったことを思えば、なによりもロンドン）の動向を視野に入れることによって補正されねばならない。もう1つの事情とはこれである。

シティを除くロンドン全域をカバーする首都警察が設立されたのは1829年、管轄官庁である内務省の時の大臣ロバート・ピールにちなんで、警官たちは「ボビー」ないし

「ピーラー」とも呼ばれた。首都警察の特徴は、（1）有給で、（2）制服を着用し、（3）警棒を除いて武器をもたない、といった点にあり、たしかに非軍事的な近代警察の先駆的事例と目されるに相応しい。犯罪の防止を最優先する方針の下、首都警察の治安維持においては可能な限り暴力行使を避けることが重視された。そして、こうした首都警察の治安維持能力が本格的に試される機会となったのがチャーティズムの時代、とりわけ1848年であった。

1848年に首都警察が見せたパフォーマンスについて、結論を先取りして述べてしまうなら、それは決して全幅の信頼を獲得できるものではなかった。大陸諸国の革命的情勢に呼応するかのよう、ロンドンでも騒乱の様相が顕在化するのは3月6日以降のことだが、ここでさっそう首都警察は頼りなさを露呈してしまう。騒乱の端緒は、3月6日のトラファルガー・スクエアで計画されていた所得税増税反対のための集会を首都警察が禁止したことであり、集会そのものは中止となったが、にもかかわらずスクエアに集まってきた者たちを追い立てようと警官が明らかに過剰な暴力的介入を始めたことをきっかけに、この日の夜以降、「暴徒」による破壊・暴力行為が8日までつづく。この間、首都警察は本来の方針を逸脱し、暴力行使に訴えざるをえない状況に追い込まれた。同じく3月6日のグラスゴウにおける暴動のように死者を出したりこそしなかったものの、権力の中枢が位置するロンドンで首都警察が3日間にわたって「暴徒」をコントロールできなかった事実は、大陸の情勢と相まって、きわめて深刻に受けとめられた。こうした事態を受けて、政府は治安維持勢力の整備に着手し、首都警察に対する内相の指揮権が強化される。特別警官や退役軍人の組織が始まるのもこの頃である。しかし、首都警察への信頼の動揺に発するこのようなてこ入れにもかかわらず、3月13日には再び「暴徒」による略奪や暴力が繰

り返されてしまう。

チャーティストがテムズ川南岸ケニントン・コモンにおける大規模な集会と国民請願提出のための議会への行進を計画していた4月10日が深刻なパニックを惹起した理由の1つは、首都警察の治安維持能力への懸念であった。4月10日のロンドンで2月24日のパリと同様の展開が再現されるのではないかとの危惧は、『タイムズ』をはじめとするジャーナリズムを通じて広く振りまかれた。それでも、たび重なる失態にもかかわらず、4月10日に臨むにあたって中核的な治安維持勢力となったのは相変わらず首都警察であった。陸軍が大規模に動員され、しかもその最高司令官を「ウォータールーの英雄」たる老ウェリントンが務めたこと、また、8万人規模の特別警官（その中には、後にフランス第二共和制を葬る役割を担うルイ・ナポレオンもいた）が出動したこと、これらの事実が耳目を集めはしたが、治安維持の最高責任者はあくまでも首都警察を指揮する内相であって、現場を仕切ったのは首都警察総監だった。基本方針もまた可能な限り衝突を避けることにあり、万一の場合に備えて陸軍をテムズ川の主要な橋に配置はするものの、その任務は警官の補助、しかも行動を起こすのは首都警察から要請があった場合だけであった。4月10日の顛末を詳述する紙幅の余裕はないが、ケニントン・コモンの集会は黙認する一方で議会への行進は許さない、という首都警察の指示にチャーティスト指導部が従ったため、大きな混乱は生じなかった。ブラックフライアーズ・ブリッジでは警官への投石が見られたとはいえ、それは単発的であって、3月6日のような大きな騒乱へと連動することではなく、陸軍の投入も回避された。4月10日のロndonは総じて拍子抜けするほど静穏だったのである。3月の教訓に学んだ首都警察は、衝突の回避という明確な基本方針を徹底させ（不必要な暴力的対処を控え）、テムズ川の橋をはじめとする重要地点に重点的に警官を配置

することで、換言すれば、賢明な予防策を講じることで、今回こそ首尾よく成果をあげたといえる。

ただし、1848年のロンドンでは4月10日をもってすんなりと平常に復歸したわけではない。5月27日に青年アイルランド派の指導者ジョン・ミッチェルが流刑に処されると、ロンドンでもアイルランド人移民やチャーティストを中心とする抗議行動が連日のように取り組まれた。この時期の特徴は、抗議行動参加者の多くが武器を携え、警官との衝突さえ辞さない覚悟を表明していたことで、首都警察の側もジャーナリズムから「暴行」と非難されるほどの強硬な対応策をとった。特に6月4日に生じた衝突では重傷者も少なからず出て、そのうちの1人は警官による暴力が原因となって6月17日に死亡する。事後的弾圧から予防へ、という治安維持の力点の移行は想定されるほど順調には進まなかったものであり、またしても首都警察の治安維持能力には疑問が呈されることとなる。

ミッチェル流刑への抗議行動には自然発生的な性格が強かったのだが、逆に、4月10日の場合と同じく、事前にチャーティストの全国一斉集会の計画が明らかにされていた6月12日については、首都警察の対処は功を奏した。4月10日の段階と比べて、チャーティストの暴力の脅威をより切実に受けとめるようになっていた首都警察は、ケニントン・コモンの集会を許可した前例と違って、6月12日にはロンドンの集会会場であるベスナル・グリーンをあらかじめ完全に占拠し、集会の開催そのものを阻止した。4月10日と同様に陸軍も動員されたとはいえ、6月12日の帰趨を決したのは明らかに首都警察による集会の阻止であった。6月12日は4月10日以上静穏の中で過ぎ去り、小規模な地下活動を別にすれば、ロンドンの治安の攪乱が深刻に懸念される時期は終焉を迎える。冷や汗をかく場面もあったとはいえ、1848年の首都警察はなんとか面目を保ったわけである。

こうして1848年のロンドンの状況を振り返ってみれば、「モデル」と称揚された首都警察さえまだまだ試行錯誤の段階にあったことがわかる。事前のプランニングが可能なケースについては入念な予防策で対処できたが、突発的な騒乱に際しては混乱を見せ、「暴行」にさえ訴えて事態をややこしくしてしまうのが通例であった。首都警察という治安維持装置は依然としてさしたる洗練の水準に達していなかったものであり、1848年には見事な成功と手痛い失敗の両方が経験された。それでも、1819年の「ピータールーの虐殺」のようなむき出しの暴力による治安維持がもはや過去のものとなっていたことはやはり否定できない。阪上論文が指摘する「《軍隊から警察へ》の秩序維持装置の重点の移動」は、いくつもの留保が必要であるとはいえ、イギリスでたしかに目撃されたのであった。1848年が惹起した「政治のルールの変更、秩序とその維持装置のあり方の変化」という本書の検討課題は、ロンドンないしイギリスを視野に収めることで、より強い説得力とともに論じられうるだろう。

第III部と第IV部には触れることができなかった。それはあくまでも内容のうえで第I部や第II部ほど「国家装置と民衆」というテーマに向けて凝集してゆかないためであって、研究としての達成度とは無関係である。評者にとって最も読み応えがあったのは、農民に焦点を合わせることを通じて逆説的に「急進的な指導者と都市の労働者の……選民意識」「都市のエゴイズム」を浮き彫りにし、1848年革命を「都市と農民の矛盾対立をこの上なく明確に示した最初の（そしておそらくは最後の）革命」として把握してみせた西川「一八四八年革命とフランスの農民」であった。西川論文はもちろんのこと、第III部に収められた田中「共和主義と第二共和政」や小林「二月革命とフランス保守主義」に共通する「隠しテーマ」はボナパルティズムではないかと思われるが、この「隠しテーマ」を論ずることは評者の手に余る作業であり、いささかバランスを欠いていることを自覚しつつ、ひとまずここで論評を終えたい。